

修了証明書再交付の取扱い

平成 31 年 4 月 1 日適用

- 1 修了証明書の性格は次のとおりである。
 - (1) 修了証明書は、研修課程を「修了」したことを証明するものであることから、学校の卒業証書と同様の性格を有するものである。したがって、通常の免許証とは性格が異なる。
 - (2) 修了証明書は、修了時点の事実に基づきその内容を証明するものであるので、修了時に限り交付するものである。

- 2 1で示した修了証明書の性格を踏まえ、修了者から再交付の依頼があった場合は、修了者名簿により修了者であるか十分確認したうえで、次により対応するものとする。
 - (1) 紛失した場合

原則として実物と同一の証明書に代え、氏名、生年月日、修了証明書番号、修了年月日を記載した文書（別紙 5-1）を交付し、修了した旨の事実を証明する。

これは、学校の卒業証書の場合、紛失しても実物と同一の証書を再発行せず、証書に代え、卒業した旨を文書で証明するのと同様である。

なお、事業者の判断により、実物と同一様式で再交付することも可能とする。ただし、次の点に注意する。

 - ア 修了年月日と再交付年月日を必ず併記し、再交付の証明書であることを明示する。
 - イ 再交付日等を、該当者が掲載されている修了者名簿に記録する。
 - ウ 当初交付の証明書が発見された場合には、直ちに返還させるものとする。
 - (2) 氏名の変更の場合

氏名の変更による再交付は行わないものとする。

これは、修了証明書が修了時点の事実に基づく内容を証明していることから、修了時点と異なる現在の氏名により再度証明することは適切でないためである。

これは、学校を卒業後、氏名が変更されたことにより、卒業証書を変更後の氏名で再発行することがないのと同様である。

ただし、事業者の判断により、交付済みの証明書に変更後の氏名を裏書きする（裏面に特記事項として書き込む）ことは差し支えない。

なお、氏名を変更した者から紛失による再交付の依頼があった場合は、修了時点の氏名（変更前の氏名）により再交付するものとする。すでに記述したように、修了した時点の事実に基づく証明書なので、修了時点の事実と異なる現在の氏名で証明することは適切でないからである。

再交付修了証明書

(A 4 縦)

修了証明書 (再交付)

介護保険法施行令 (平成 1 0 年政令第 4 1 2 号) 第 3 条第 1 項
第 1 号ロに掲げる介護員養成研修 (_____ 課程) を修了
したことを証明します。

氏 名

生年月日

修了証明書番号

修了年月日

交付年月日

研修事業者名

代表者名

印